〔契約書別表〕

御船荘ホームヘルプサービスステーション サービス利用料金表

〔３割負担の場合〕

令和６年６月１日 現在

<table>
<tr><th colspan="6">介 護 保 険 給 付 サービス</th><th>介護保険給付外
サービス</th></tr>
<tr><th>サービス内容</th><th>サービス提供時間</th><th>負担額</th><th>備　考</th><th>加　算</th><th>対応
サービス</th><td rowspan="8">通常の事業実施
地域外の訪問に
要する交通費
３０円／１ｋｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">身体介護を中心
に利用する場合</td><td>２０分未満</td><td>４８９円</td><td></td><td rowspan="6">初回加算　　６００円

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</td><td rowspan="6">２人の介護員
でのサービス
２００％

夜間又早朝
のサービス
１２５％

深夜の
サービス
１５０％</td></tr>
<tr><td>２０分以上３０分未満</td><td>７３２円</td><td></td></tr>
<tr><td>３０分以上１時間未満</td><td>１，１６１円</td><td></td></tr>
<tr><td>１時間以上</td><td>１，７０１円</td><td>３０分増すごとに２４６円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活援助を中心
に利用する場合</td><td>２０分以上４５分未満</td><td>５３７円</td><td></td></tr>
<tr><td>４５分以上</td><td>６６０円</td><td></td></tr>
<tr><td>身体介護と
生活援助を
組み合わせて
利用する場合</td><td>（例）［ 身体１生活１ ］
身体介護３０分未満引き続き
生活援助２０分以上４５分未
満のご利用の場合</td><td colspan="2">先ず、身体介護の利用金額を計算し、その金額に生活援助の分（２０分から起算し２５分増すごとに１９５円）を加えます。
・身体介護　７３２円～生活援助　１９５円
（５８５円を限度とする）
合 計　９２７円</td><td colspan="2">＜介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＞
介護保険給付サービス費の合計額に
「２２．４％」を乗じた額が加算されます。</td></tr>
<tr><td colspan="7">負担額の軽減あり　　＜第１段階＞　利用者負担額の１／２を軽減　　＜第２～３段階＞　利用者負担額の１／４を軽減</td></tr>
</table>

※　負担額及び加算につきましては、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が適用されます。

※　訪問介護事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者に対して行ったサービスの場合１０％の減額となります。

〔契約書別表〕

御船荘ホームヘルプサービスステーション サービス利用料金表（第１号訪問事業）

〔３割負担の場合〕

令和６年６月１日 現在

<table>
<tr><td colspan="5">介 護 保 険 給 付 サービス</td><td>介護保険給付外
サービス</td></tr>
<tr><td>サービス内容</td><td>サービス提供時間</td><td>負担額</td><td>加　算</td><td>備　考</td><td rowspan="5">通常の事業実施地域外の訪問に要する交通費
３０円／１ｋｍ</td></tr>
<tr><td>事業対象者
要支援１・要支援２</td><td>週１回程度</td><td>３，５２８円
（１月あたり）</td><td rowspan="2">初回加算　　６００円

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</td><td rowspan="2">月の途中での区分変更及び転居等により事業所変更を行った場合、日割りでのご請求となります。</td></tr>
<tr><td>事業対象者
要支援１・要支援２</td><td>週２回程度</td><td>７，０４７円
（１月あたり）</td></tr>
<tr><td>要支援２</td><td>週２回を超える場合</td><td>１１，１８１円
（１月あたり）</td><td colspan="2">＜介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＞
介護保険給付サービス費の合計額に
「２２．４％」を乗じた額が加算されます。</td></tr>
<tr><td colspan="6">負担額の軽減あり
＜第１段階＞　利用者負担額の１／２を軽減　　＜第２～３段階＞　利用者負担額の１／４を軽減</td></tr>
</table>

※　負担額及び加算につきましては、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が適用されます。

※　訪問介護事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者に対して行ったサービスの場合１０％の減額となります。